

※両面印刷用

建築行政共用データベースシステム 導 入 の 手 引



令和5年10月

一般財団法人建築行政情報センター

主な改訂履歴

Ver	発行日	改訂内容
1.0	H21.08.14	初版（従前説明資料からの改訂点は本文に記載）
2.0 ～ 10.0	H21.12.02 H30.06.01	（記載省略）
11.0	R01.08.06	全般 「平成31年度」以降の表記を令和に修正 2.（1）利用のラインアップ 台帳Sを指定確認検査機関から対象外に修正 3.（1）②クライアントPC MS WORD+EXCEL(97以降)を(2013以降)に変更 ⑥台帳S用サーバ Linux バージョンを5.3限定から5.Xに修正 5.（3）別紙4 「（個人情報を除く）」を追記 参考資料 IP-VPN回線敷設工事のお申し込みと詳細説明書の図を修正 質疑回答集 No.10（経由市町村による県データベースへのアクセス）を削除
11.1	R01.09.27	3.（1）②クライアントPC Mozilla Firefox のバージョンを削除 6.（2）調達仕様書（例）の機器明細 OS Red Hat Enterprise Linux Server のバージョンを削除 7.（2）利用料の概要 誤記訂正 （4）利用料の内容 (イ)IP-VPN 回線に指定構造計算適合性判定機関を追加 （5）（A）②従量部分 建築確認件数の説明を補充 参考資料 IDC利用型と庁内サーバ利用型の比較について サーバ機器 OS Red Hat Enterprise Linux Server のバージョンを削除 利用端末等 Windows10 を追記 Mozilla Firefox のバージョンを削除 保守料 OS Red Hat Enterprise Linux Server のバージョンを削除 IP-VPN回線敷設工事のお申し込みと詳細説明書 IP-VPNに関するお問い合わせ ICBA サポートデスクのメールアドレスを変更
12.0	R02.06.01	・道路情報登録閲覧システムの新規導入中止に伴い、道路Sに関する記事を削除 ・独自システムの改修について 事例がないと思われるため、全削除 ・IP-VPN 工事が2か月超となる事例が発生したため、所要期間を訂正 以上3点を各ページの記載内容に反映 5.（2）調達仕様書（例）「サーバ本体の性能等」を一部変更 参考資料 IP-VPN回線敷設工事のお申し込みと詳細説明書 IP-VPNに関するお問い合わせ ICBA サポートデスクの連絡先を一部変更
12.1	R02.07.02	7.（2）（A）台帳S 指定確認検査機関を対象外に修正 （5）（A）台帳Sの利用料 別表1の指定確認検査機関の欄を削除 裏表紙裏 お問い合わせ 記載修正
12.2	R03.02.26	IP-VPN回線敷設工事の所要期間が2か月超となる事例が発生したことに伴い、下記3箇所について「2か月程度」の記載を「2～3か月程度」に修正 1. 導入フロー 指定機関の運用開始までの所要期間 3.（2）IP-VPN回線敷設 参考資料 IP-VPN回線敷設工事のお申し込みと詳細説明書
13.0	R04.01.14	全般「IP-VPN回線」を「ICBA設置回線」に変更 3（1）①クライアントPC 動作環境の更新 ⑤台帳S用サーバ 仮想化サーバでの動作検証に関する記載を削除 6（3）②激甚被災地における特例措置の記載を変更 （5）各サブシステムの利用料 時点修正 参考資料「IDC利用型と庁内サーバ利用型の比較」を削除
14.0	R04.06.10	・ICBA設置回線敷設工事が6か月となる事例が発生したため、所要期間を「通例3～6か月」に訂正 ・対象機関に「指定登録機関」を追加 ・畜舎建築特例認定における利用を踏まえた説明を追加 以上3点を各ページの記載内容に反映 用語・略称「指定登録機関」「畜舎建築特例認定」を追加 3.（1）② クライアントPC Windows8.1、InternetExplorer のサポート終了（予定）に伴いWindows10以上に修正、InternetExplorer を削除

Ver	発行日	改訂内容
		6. (2) 利用料概要 配信システムの利用料無償期限を令和3年度から令和6年度に更新 (5) 2) 別表4 配信システムの利用料無償期限を令和3年度から令和6年度に更新
14.1	R04.11.21	5. (2) 調達仕様書(例)の機器明細 OS Red Hat Enterprise Linux Server のバージョンを記載
15.0	R05.10.20	4. (1) (2) 個人情報保護法改正に伴い個人情報保護条例から個人情報保護法に更新 「登録情報の漏洩防止」の利用契約条項番号修正

はじめに

日頃より建築行政共用データベースシステム（以下「共用DB」という。）に関する活動にご協力賜り、厚くお礼申し上げます。

この資料は、共用DB新規導入のための準備事項や留意事項についてとりまとめたものです。

導入検討にあたり、ぜひ一度ご一読いただきますようお願いいたします。

※本資料の最新版は下記サイトよりダウンロード可能です。

<https://www.icba.or.jp/kyoyodb/>



用語・略称

共用DB	：建築行政共用データベースシステム
台帳S	：台帳登録閲覧システム
配信S	：通知・報告配信システム
建築士S	：建築士・事務所登録閲覧システム
建築士S（登録）	：建築士・事務所登録閲覧システムの建築士法行政向け機能
建築士S（照会）	：建築士・事務所登録閲覧システムの建築確認行政向け機能
法令DB	：法令・大臣認定データベース
指定構造適判機関	：指定構造計算適合性判定機関
指定登録機関	：国又は都道府県の指定を受けて建築士又は建築士事務所の登録事務を行う機関
ASP	：「Application Service Provider」 ソフトウェアをLGWANやICBA設置回線、インターネットなどを通じて顧客に提供するサービス形態のこと。
IDC（総合管理センター）	：「Internet Data Center」 顧客のサーバを預かり、LGWAN、ICBA設置回線、インターネットなどへの接続回線や保守・運用サービスなどを提供する施設。
ICBA設置回線	：広域通信網（KDDI WVS 網）を経由して構築される仮想私設通信網（VPN）。
LGWAN	：地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワーク。都道府県、市区町村の庁内ネットワークが接続されており、中央省庁の相互接続ネットワークである震ヶ関WANにも接続されている。
オンライン結合	：通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合により、自治体が保有する個人情報を当該自治体以外の機関が随時入手可能とすること。
庁内サーバ型	：閉じられた環境（庁内・自社内）にサーバ、クライアントを立ち上げて接続し、ソフトウェアなどを稼動する形態のこと。
畜舎建築特例認定	：畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）第3条第1項の認定又は同法第4条第1項の変更の認定

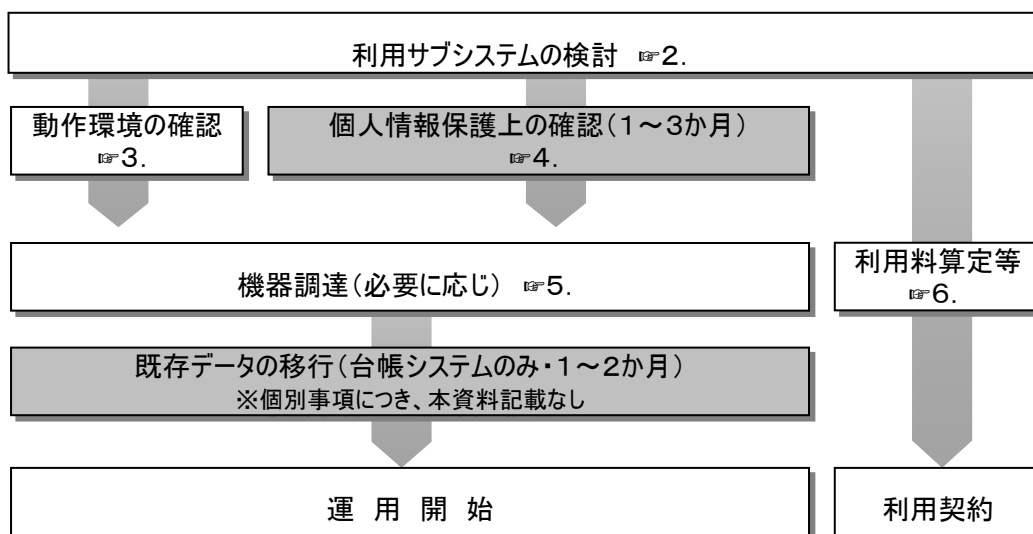
目 次

はじめに	4
用語・略称.....	4
1. 導入フロー.....	6
(1) 都道府県・特定行政庁	6
(2) 指定確認検査機関・指定構造計算適判機関	6
2. 利用サブシステムの検討.....	7
(1) 利用のラインアップ	7
(2) 利用サブシステムの選定.....	7
3. 動作環境と回線敷設工事.....	8
(1) 動作環境	8
(2) I C B A設置回線敷設工事.....	9
4. 個人情報保護上の確認（特定行政庁のみ）	10
(1) 趣旨.....	10
(2) 個人情報保護法の規定について.....	10
(3) 共用DBの利用上、確認すべき事項	10
(4) 共用DBにおける登録情報の保護措置について	11
5. 機器調達	15
(1) I C B Aの対応範囲	15
(2) 調達仕様書（例）	15
6. 利用料その他必要な経費.....	17
(1) 費目一覧	17
(2) 利用料の概要	18
(3) 負担低減策.....	19
(4) 利用料の内容	19
(5) 各サブシステムの利用料.....	20
(6) 利用料算定シート.....	23
(7) その他必要な経費.....	23
参考資料	25
I C B A設置回線敷設工事のお申し込みと詳細説明書	26
質疑回答集.....	33

1. 導入フロー

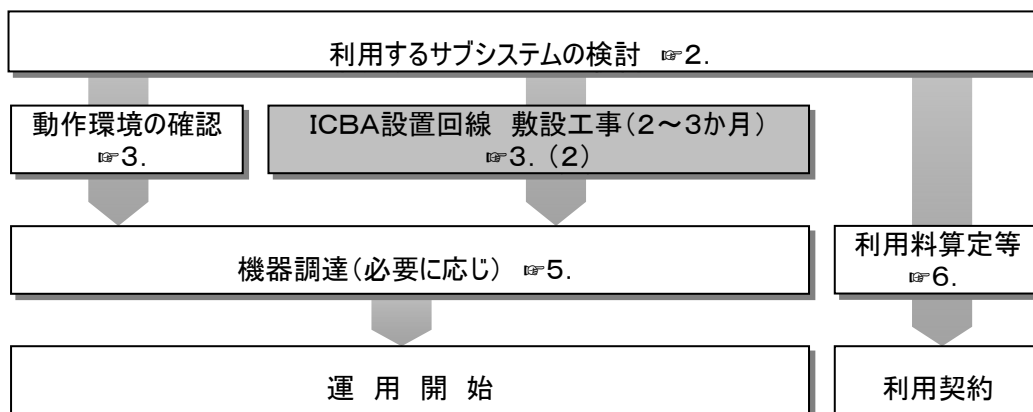
共用DB導入までの作業の流れと、各作業に関する本資料の参照項番を示します。

(1) 都道府県・特定行政庁



- ・運用開始までの所要期間は概ね2か月以上です。個人情報保護上の確認に要する期間と、移行すべき既存データの有無に大きく影響されます。

(2) 指定確認検査機関・指定構造計算適判機関



- ・運用開始までの所要期間は通例3~6か月です。ICBA設置回線敷設工事に要する期間(N T T工事申し込みの混雑状況)でほぼ決まります。

2. 利用サブシステムの検討

(1) 利用のラインアップ

利用者の区分ごとに利用可能なサブシステムは下表のとおりです。

サブシステム名	都道府県	特定行政庁	指定確認検査機関	指定構造適判機関	備考
(A) 台帳S	○	○	対象外	対象外	・ Aの利用には、B～Cの利用が必須
(B) 配信S	○	○	○	対象外	・ B～Cはセット利用のみ (指定構造適判機関除く)
(C) 建築士S(照会)				○	
(D) 法令DB	○	○	○	○	・ Dの利用には、B～Cの利用が必須
(C') 建築士S(登録)	○ 全都道府県 で利用中	対象外	対象外	対象外	・ 単独利用可能

<都道府県、特定行政庁及び指定確認検査機関>

(A) 台帳Sの利用有無により、次のとおり利用形態①、利用形態②に大別され、各々 (D) 法令DBの利用有無を選択することができます。

利用形態①：(A) 台帳Sを利用する場合

(A)、(B)、(C)、(D) の4システムを利用

(A)、(B)、(C) の3システムを利用

利用形態②：(A) 台帳Sを利用しない場合

(B)、(C)、(D) の3システムを利用

(B)、(C) の2システムを利用

※都道府県の畜舎建築特例認定を行う部署で利用する場合にはお問い合わせください（照会先は裏表紙参照）。

<指定構造適判機関>

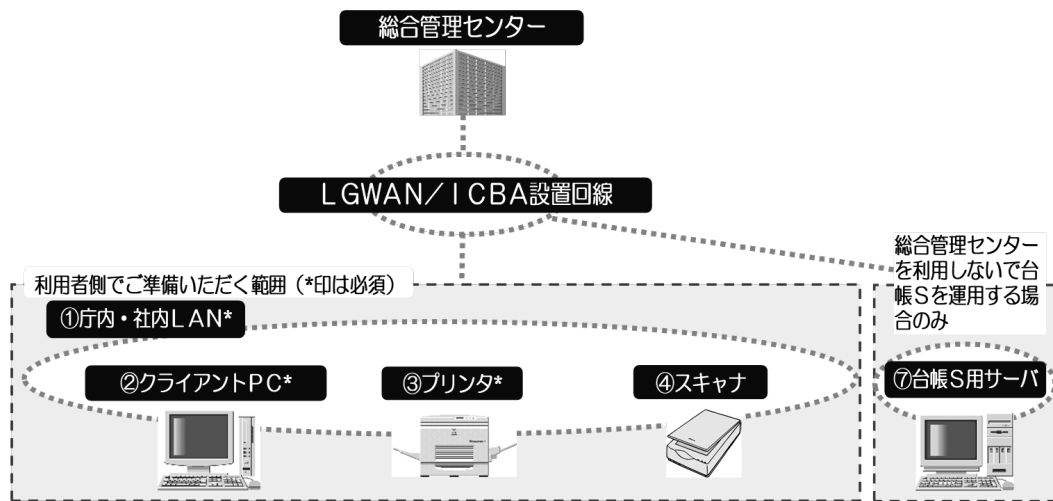
(C) の利用が必須で、(D) 法令DBの利用有無を選択することができます。

(2) 利用サブシステムの選定

利用サブシステムの選定に当たり、サブシステムの利用メリットや仕様はパンフレット等 (<http://www.icba.or.jp/kyoyodb/>) に掲載していますのでご活用ください。

3. 動作環境と回線敷設工事

(1) 動作環境



①庁内・社内LAN (必須)

庁内・社内LANは、総合管理センターのサーバと接続するため、特定行政庁はLGWAN (概ね1Mbps以上)、指定機関はICBA設置回線への接続も必須となります。

< LGWANへの接続確認方法 (特定行政庁のみ) >

下記URLにアクセスし、下記画面が表示されましたら回線が接続されております。表示されない場合は、本手引と合わせてLGWAN-ASPのシステムを利用したい旨、情報部局にお問い合わせください。

URL <https://icba.kenchikugyousei-db.asp.lgwan.jp/kksv01/kk1/>

The screenshot shows the login page for the **建築行政共用データベースシステム** (Building Administration Shared Database System). The page includes a header with the system name and a login form with fields for **ユーザID** (User ID) and **パスワード** (Password), and a **ログイン** (Login) button. The footer contains contact information for the National Institute of Advanced Industrial Science and Technology and a copyright notice for ICBA.

②クライアントPC (必須)

各サブシステムを利用する端末です。動作環境は下記のとおりです。

- ・OS : Windows10 以上
- ・ブラウザ : MicrosoftEdge、GoogleChrome、MozillaFireFox
ただし、動作保証は各ブラウザのサポート期限まで
- ・pdf ファイル閲覧のためのソフト
(台帳S及び建築士S (登録) による法定帳票印刷)
- ・帳票出力及び差し込み印刷のためのソフト : MS WORD+EXCEL (2013以降) 推奨
(台帳S及び建築士S (登録) による任意帳票印刷)

- ・Microsoft ACCESS（建築士（登録）のみ）

※クライアントPCに関しては定期的なOSのセキュリティーパッチを（インターネットに接続する場合はウイルス対策も）お願いします。

③プリンタ（必須）

各サブシステムによる帳票印刷等に利用します。機種等の指定は特にありません。

④スキャナ（画像情報を登録する場合は必須）

台帳Sにおける紙の建築計画概要書、建築士S（登録）における外字イメージ取込み及び紙の業務報告書等の登録に利用します。

⑤台帳S用サーバ（総合管理センターを利用しない場合）

建築計画概要書等、台帳Sへの登録情報を外部（総合管理センターのサーバ）に保存することができない場合、又は総合管理センターとの回線速度が概ね1Mbps未満の場合に必要となります。

（２）ICBA設置回線敷設工事

（指定確認検査機関・指定構造適判機関・指定登録機関対象）

指定確認検査機関、指定構造適判機関又は指定登録機関においては、専用回線であるICBA設置回線の敷設工事が必要となります。敷設工事は、ご利用の契約手続に合わせ、ICBAにて有償にて行わせていただきます。

工事費は1拠点当たり税別25万円、所要期間は通例3～6か月です。

詳細は、参考資料「ICBA設置回線敷設工事のお申し込みと詳細説明書」をご参照ください。

4. 個人情報保護上の確認（特定行政庁のみ）

（１）趣旨

自治体では、個人情報を収集、利用又は提供する場合、個人情報保護法や個別に制定される条例に基づいて処理することとされています。

共用DBでは、サブシステムごとに詳細は異なりますが、I C B Aの運営する総合管理センター（I D C）のサーバにデータを登録し、登録したデータの一部を他の機関と相互に参照するという仕組みがあります。

共用DBを利用するに当たっては、各自治体の個人情報保護制度に照らし、個人情報保護審査会等、あらかじめ必要な手続を済ませていただくようお願いします。

（２）個人情報保護法の規定について

①収集・利用について

(ア) 個人情報の収集は本人から収集するのが原則であり、本人以外から個人情報を収集し、利用する場合には本人同意や法令規定に基づく等の条件が必要になります。

(イ) この場合において、個人情報を収集、利用することについて、個人情報保護審査会の判断が必要な場合があります。

②外部提供（自機関が保有する個人情報を外部に提供すること）について

(ア) 個人情報の提供が目的外であれば、外部提供に当たっては本人同意や法令の規定に基づく等の条件があります。

(イ) 個人情報の提供について、個人情報保護審査会の判断が必要な場合があります。

注）外部に個人情報を含むデータを管理させる場合、これが提供に該当し、条例上の手続が必要となる場合があります。

③オンライン結合（電子計算機を用いて、随時かつ任意に情報を提供）

以上のほか、オンライン結合により外部提供する場合、個人情報保護審査会の判断が必要な場合があります。

（３）共用DBの利用上、確認すべき事項

共用DBのサブシステム毎に、確認すべき事項は次のとおりです。

なお、個人情報保護審査会の判断が必要とされた場合、当該審査会の開催時期が共用DB利用開始時期に大きな影響がありますので、開催時期についてもあわせて個人情報保護部局にご確認をお願いします。

① 建築士S [収集・利用に該当する可能性]

建築主事又は指定確認検査機関が建築確認を実施する際又は都道府県等が畜舎建築特例認定に関する業務を実施する際に、建築士名簿記載項目、建築士事務所登録簿記載項目その他各都道府県が事務処理上必要と認める情報を収集し、利用することについて。

注）建築士S稼働前に全ての都道府県で、建築主事等に建築士名簿等の項目をオンライン結合により、提供することの承諾を受けています。

②台帳S [外部提供に該当する可能性]

建築基準法に定める台帳記載項目、その他自機関が事務処理上必要と認める情報を外部のサーバに登録（＝提供）することについて。

※登録された情報を、国・都道府県が閲覧可能とするかどうかを選択することができますが、「可能」とすることとした場合は、「オンライン結合による外部提供」に該当する場合がありますのでご注意ください。

（４）共用ＤＢにおける登録情報の保護措置について

共用ＤＢにおいて、ＩＤＣのサーバに登録される情報（個人情報を含む）については、次の措置によって、登録した利用者自身以外のアクセスを制限しています。

①契約上の措置

利用者、ＩＣＢＡ各々が負うべき利用契約上の責任は次のとおりです。

１）登録情報の漏えい防止

利用契約 第２条第８項（契約サブシステム）

乙（ＩＣＢＡ）は、利用サブシステムに登録された建築行政事務情報を漏えいしないよう、利用サブシステムを厳正に管理する。特に個人情報保護の観点から、十分な管理を行う。

【説明】

利用者によって利用サブシステム（共用のサーバ）に登録された建築行政事務情報（具体的な内容は次項参照）の管理責任がＩＣＢＡ側にあることを明記しています。その具体的な管理方法については、②技術的措置に記載します。

２）登録内容に対する他の利用者からの参照制限

利用契約 第６条（登録内容）

甲（利用者）がデータベースシステムに登録する建築行政事務情報は、契約サブシステムのうち、下表Ａ欄に掲げる区分に応じ、Ｂ欄に記載のとおりとする。

A	B
①台帳登録閲覧システム	建築基準法に定める台帳記載項目及び帳簿記載項目その他甲が事務処理上必要と認める情報
②通知・報告配信システム	建築基準法に定める指定確認検査機関から特定行政庁への報告記載事項その他甲が事務処理上必要と認める情報
④建築士・事務所登録閲覧システム（登録）	建築士名簿記載項目及び建築士事務所登録簿記載項目その他甲が事務処理上必要と認める情報

２ 甲は、登録された建築行政事務情報のうち、甲があらかじめ同意する情報について、第１条に記載された者が照会、閲覧及び利用することを認める。

３ 前項の規定による照会、閲覧及び利用の範囲並びに対象者については、別紙４に記載する。（以下略）

【説明】

第１項で利用サブシステムごとに、法に定める情報のほか、甲（利用者）が「事務処理上必要と認める情報」として建築行政事務情報を定義しています。すなわち、建築行政事務情報を決めるのは利用者側にあることを明記しています。

また第２項では、「甲（利用者）があらかじめ同意する情報」に限定し、「第１条に記載された者」が閲覧・利用することを甲（利用者）が認めるとしています。すなわち、利用者自身以外の利用者が登録情報を参照できるかどうかは、利用者自身の事前同意を必要としています。（予め同意する情報はサブシステムごとに別紙４（後掲）に規定します。）

なお、「第１条に記載された者」は、「国、都道府県（畜舎建築特例認定に係る事務を行う場合を含む。）、中央指定登録機関、都道府県指定登録機関、指定事務所登録機関、特定行政庁、指定確認検査機関（畜舎建築特例認定に係る審査事務を行う場合を含む。）、建築士、建築士

事務所」が該当し、このうち閲覧・利用を認める対象者もサブシステムごとに別紙4に規定します。

別紙4

本契約第6条第2項及び第3項の規定により、甲が登録した建築行政事務情報のうち、本契約第1条に記載された者が照会、閲覧及び利用することについて、甲があらかじめ同意する範囲及び対象者は、次の各号に掲げるサブシステムの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

1 台帳登録閲覧システム（甲が都道府県、特定行政庁の場合に限る）

※対象者欄からいずれかを選択し、□を塗りつぶしてください。

範囲	対象者
建築基準法第12条第8項に規定された台帳の記載事項のうち、建築基準法施行規則第6条の3第1項各号に定められた事項（個人情報を除く）	☐ 下記対象者とする。 甲が都道府県にあつては、国 甲が特定行政庁にあつては、国及び甲の属する都道府県 ☐ 対象者の該当なし。

2 建築士・事務所登録閲覧システム（登録）（甲が国、都道府県または登録機関の場合に限る）

建築士法に基づく建築士名簿登録項目及び届出事項、建築士事務所登録簿登録項目その他甲が事務処理上必要と認めデータベースシステムに登録した情報のうち、下表範囲欄に掲げる情報及び当該各項の対象者欄に掲げる対象者

範囲	対象者
一級建築士登録等事務、処分等を行うために必要な事項	国（建築士法事務を行う者に限る）
二級建築士登録等事務、処分等を行うために必要な事項	甲以外の都道府県（建築士法事務を行う者に限る）
一級建築士登録等事務を行うために必要な事項	中央指定登録機関
二級建築士登録等事務を行うために必要な事項	都道府県指定登録機関
事務所登録等事務を行うために必要な事項	指定事務所登録機関
確認、構造計算適合性判定等事務を行うために必要な事項	特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関
都道府県が畜舎建築特例認定を行うために必要な事項	都道府県（左欄に掲げる認定に係る事務を行う者に限る）
指定確認検査機関が畜舎建築特例認定に係る審査の事務を行うために必要な事項	指定確認検査機関（左欄に掲げる事務を行う者に限る）

3 法令・大臣認定データベース（甲が国の場合に限る）

範囲	対象者
建築基準法第68条の25に規定された構造方法等に係る認定書（プログラムに係る認定を除く）	特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関

3) 個人情報の取扱

利用契約 第12条 (個人情報の取扱い)

- 1 乙は、建築行政事務情報に個人情報が含まれていることを認識し、その保護に最大限の努力をする。
- 2 個人情報の取扱いについては甲乙間で定め、別紙として本契約の一部とする。

【説明】

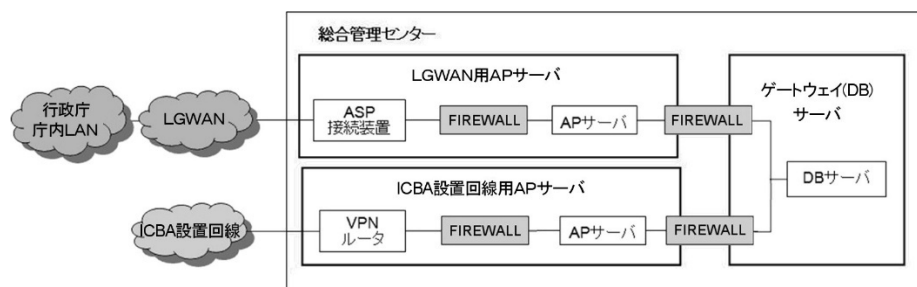
登録される情報のなかでも個人情報の保護については、乙（ICBA）が特に配慮することを記載し、その具体的内容については別紙として、利用者ごとに個別に定めています。（別紙についてICBAで雛形は準備していません。各行政庁において契約時に添付することが定められているものを別紙としています。）

②技術的措置

データ参照の制限に関する技術的な措置は次のとおりです。

1) 不正アクセスの排除に関する保護措置

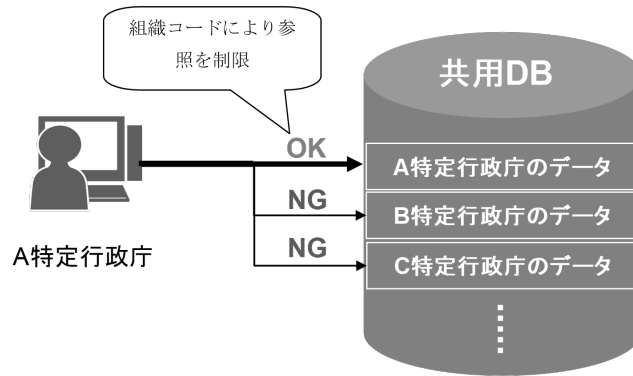
- (ア) 利用組織ごとにユーザーID・パスワードを設定
利用者の認証方法として、ユーザーID・パスワードを採用しています。
- (イ) パスワードを画面に表示させない仕様
ユーザーID・パスワードの流出防止策です。
- (ウ) パスワードの誤入力連続3回となった場合、当該IDを30分間無効化
第三者によりユーザーID・パスワードを見破ることができないようにします。
- (エ) 外部からの不正アクセスを制限するための装置を設置
ファイアウォールを設置し、不正アクセスを防止します。



2) 他の利用者のデータに対する参照制限方法

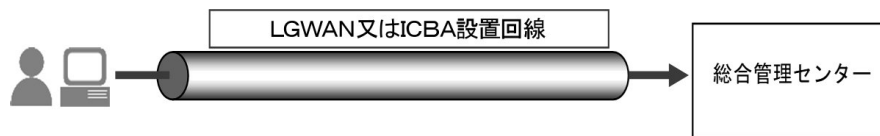
利用者と利用サブシステムのデータは、ログイン情報と組織コードにより紐づけられます。すなわち、ログイン時のユーザーIDにより当該利用者（の組織）をシステムで認識します。すべての登録データには組織IDが振られており、当該利用者の参照できるデータは、ログイン時にシステムが認識した組織IDを持つデータのみとなります。

この仕組みによって、システムの画面操作にてデータ検索要求をする場合など、利用者自身の組織のデータ及び予め保有者が同意したデータのみ参照可能であり、それ以外のデータは参照できないようにしています。



3) 通信機密性の確保

利用者の端末と利用サブシステムの通信は、L G W A N又はI C B A設置回線を利用し、高い通信機密性を確保しています。



4) 総合管理センターの運営に関する保護措置

(ア) 登録者以外の入退出拒否と入退出記録簿による入退出管理

総合管理センターに入るためには事前登録を必須とし、第三者の侵入を防止しています。

(イ) 共用のサーバ運転状況の常時監視

サーバは24時間、365日監視し、トラブル発生の予兆となる異常がないか、常に把握できる体制を取っています。

5. 機器調達

(1) I C B Aの対応範囲

共用DB用機器は、利用者側にて調達をお願いします。I C B Aでは、調達仕様書の確認や情報政策部門との調整支援は行いますが、機器の販売やリースは行っておりません。

(2) 調達仕様書(例)

台帳S用の庁内サーバに係る調達仕様書の例を以下に示します。
記載の機器に限定したり、推奨したりするものではありません。

建築行政共用データベースシステム用庁内サーバ等借上仕様書

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 契約期間 | 令和○年○月○日～令和○年○月○日 |
| 2 | 賃貸借物件明細 | 【別添】 機器明細のとおり |
| 3 | 設置場所 | 東京都新宿区神楽坂1-15
鶴亀市役所 サーバ室 内 |
| 4 | 保守対象機器 | 別添明細記載の機器（無停電電源装置のバッテリーを含む）
但し、以下のものを除く
①サーバに係るLT0カートリッジ
②ネットワーク複合機に係るメンテナンス品、消耗品 |
| 5 | 保守内容 | ①賃貸借機器の故障・不良等の障害の修理、復旧
技術員、その他の要因を設置場所に派遣し、障害の修理・
復旧に必要な作業を実施する。
(土・日・祝日・12月29日から1月3日を除く9:00から17:00)
②電話、メール等によるサポート
電話、ファクシミリ、郵送又は電子メールによる問い合わせに
対しての回答
(土・日・祝日・12月29日から1月3日を除く9:00から17:00) |
| 6 | 機器の返還 | 契約終了時の機器の返納の費用を負担すること |
| 7 | 備考 | 機器の搬入、設置、現地調整を含む。
建築行政共用データベースシステムのセットアップ、
運用支援等については含まない。 |

※次ページに続く

※前ページからの続き

【別添】

機 器 明 細

機器名	数量	性能等	
サーバ 本体	1	CPU	CPU クアッドコア Xeon プロセッサ 2.93GHz ×2以上
		メインメモリ	4GB 以上のメモリを複数個実装し、16GB 以上とすること
		ハードディスク	300GB 以上（15000 回転以上）×2 SAS タイプ RAID1+ホットプラグ対応 増設可能なこと
		コントローラ	RAID コントローラ用増設バッテリー×1 以上
		電源	電源を冗長にして信頼性を向上×2 以上
		ファン	ファンを冗長にして信頼性を向上×2 以上
		DVD-ROM	最大16 倍速以上
		バックアップソフト	定期的にデータのバックアップを取ることが出来るソフトウェア×1 (BrightStor ARCserve Backup r11.5 等)
		インターフェース	LAN : 1000BASE-T×1 以上
		LTO	内蔵LTO×1
		ソフト	ウイルス対策ソフト
		OS	OS Linux 64bit版 (Red Hat Enterprise Linux バージョン8.0～8.6) サブスクリプション 5 年分 (※リース期間分)
その他		付属機器等	109 型キーボード×1、2 ボタンマウス(スクロール機能付き)×1 LT03 (400GB)データカートリッジを10 本以上
		その他	サーバの障害発生時に管理端末にエラー通知が可能なこと
モニタ	1	15インチTFT カラー液晶以上	
無停電電源装置	1	停電時15 分程度稼動可能 停電時に安全に自動シャットダウンを行えること PowerChute 等で電源管理ができること 定格容量 : 1500VA/500W 以上	
その他		・ショップブランドは不可とする ・各機器の接続に必要なインターフェイスケーブル類、OSインストール等初期設定作業を含む ・保守面を考慮しサーバとディスプレイは同一メーカーとする	

6. 利用料その他必要な経費

(1) 費目一覧

- ・ 共用DB新規利用に係る費目は下表のとおりです。
- ・ ◎は必須費目、○は発生する可能性のある費目です。○印の費目が発生するかどうかは、適用条件欄をご参照ください。
- ・ 金額欄に「別途」とあるのは、ICBAでは対応できない費目を示します。

(税別)

No.	費目	特庁	指定 機関	金額	適用条件 参照項番
0	共用データベース利用料	◎	◎	ICBAにて 個別見積	6. (2)～(6)参照
1	ICBA設置回線敷設工事 費	—	◎	250,000 円	6. (7)①参照
2	社内ネットワーク機器の 設定変更費	—	○	別途	社内ネットワークを外注 としている場合 6. (7)②参照
3	パソコン・周辺機器 購入／リース費及び保守費	○	○	別途	機器を新調する場合 6. (7)③参照
4	既存データ移行費	○	○	ICBAにて 個別見積	移行すべき既存データが ある場合 6. (7)⑤参照
5	台帳S用サーバ機器購入 ／リース費及び保守費	○	—	別途	外部にデータを出せない 場合 6. (7)⑥参照
6	台帳S用サーバ設定費	○	—	340,000 円	外部にデータを出せない 場合 6. (7)⑦参照

(2) 利用料の概要

- ・利用料は、各サブシステムの利用料の総和により年間金額を算定します。
- ・各サブシステムの利用料は、利用者の区分別に、定額金額と従量金額（単価×件数）により構成されます。但し、従量金額で決定した総額についても、実際の利用頻度によらず、利用開始時に決定した一定料金をお支払いいただきます（電話代等の「従量」とは意味が異なります）。
- ・概要は下表のとおりです。詳細は次項以降をご覧ください。
- ・実際の算定に当たっては、「利用料算定シート」をご利用いただくと便利です。

利用料概要

(税別)

サブシステム名		都道府県	特定行政庁	指定確認 検査機関	指定構造 適判機関	備 考	
※ 1 利用 形態 ①	(A)台帳S	別 表 1 (※2 確認・報 告件数に応じ て定額) + 別 表 2 定額¥100,000 ～¥3,400,000 + 別 表 3 @¥1,100	別 表 1 (※2 確認・報 告件数に応じ て定額) + 別 表 3 @¥1,100	対象外	対象外	・L G W A N回線速度 等により、庁内サー バが必要となる場合 あり	
	※ 1 利用 形態 ②	(B)配信S	別 表 4 @¥100	別 表 4 @¥100	別 表 4 @¥20	対象外	・令和6年度まで無償※ 3
	(C)建築士S (照会)	別 表 5 @¥150	別 表 5 @¥150	別 表 5 @¥150	別 表 5 @¥150	・上限80万円※4	
	(D)法令DB	別 表 7 定額¥80,000	別 表 7 定額¥80,000	別 表 7 定額¥80,000	別 表 7 定額¥80,000※4	・大臣認定も含みま す。	
	(C')建築士 S(登録)	別 表 6 定額¥130,000 ～¥3,080,000	対象外	対象外	対象外	・都道府県のみ ・指定登録機関（建築 士会等）による利用 料負担も可能	

※1 利用形態①、利用形態②各々、(D)法令DBの利用有無を選択できます。

※2 利用料計算のための確認件数等は、利用開始年度の2年前の年度のデータを用います。

※3 配信Sの利用料は、負担低減策として令和6年度までは無償とします。

※4 指定確認検査機関の一部門が指定構造適判機関として(C)建築士S(照会)をご利用の場合も、上限は1機関として80万円です(160万円とはなりません)。
また、(D)法令DBについても同様、1機関として定額8万円です(16万円とはなりません)。

(3) 負担低減策

①配信Sの利用料 令和6年度末までは無償とします（令和7年度以降は未定）。

②激甚被災地における特例措置

震災復興等による確認件数の著増を考慮し、激甚被災地として国土交通大臣が告示した被災地を所管する特定行政庁（注）に対しては、利用形態①の利用料について従前の10%増を超える金額を免除する特例措置を講ずることがあります。

注）激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第41条第2項の規定に基づく告示

(4) 利用料の内容

I D C利用型のサブシステムの場合

①利用料に含まれるもの

(ア) ソフトウェア保守

ソフトの不具合改修、運用監視等

(イ) サーバ保守

I D Cサーバの障害発生時の部品交換、ミドルウェア障害対応等

(ウ) システム改修

法改正対応に伴うシステムの仕様変更、品質改善、データメンテナンス等

(エ) 運営・サポート

I D C使用料、操作サポート、障害切り分け等

(オ) I C B A設置回線

指定確認検査機関、指定構造計算適判機関におけるI C B A設置回線使用料

②利用料に含まれないもの

(ア) クライアントP C・プリンタ等、庁内に設置する機器の調達費及び保守サポート費

(イ) クライアントP Cの基本ソフト（O S等）関係経費

(ウ) 既存データの移行料

庁内サーバ利用型のサブシステムの場合（台帳S又は道路S）

①利用料に含まれるもの

(ア) ソフトウェア保守

ソフトの不具合改修

(イ) システム改修

法改正対応に伴うシステムの仕様変更、品質改善等（データメンテナンスを除く）

(ウ) 運営・サポート

操作サポート、障害切り分け等

(エ) I C B A設置回線

指定確認検査機関におけるI C B A設置回線使用料

②利用料に含まれないもの

(ア) サーバ・クライアントP C・プリンタ等、庁内に設置する機器の調達費及び保守サポート費

(イ) サーバ・クライアントP Cの基本ソフト（O S等）関係経費

(ウ) 既存データの移行料

(5) 各サブシステムの利用料

共通事項

- ・各サブシステムの利用料は、利用者の区分別に、定額金額と従量金額（単価×件数）により構成されます。定額金額と従量単価は、別表1～7に記載のとおりです。
- ・従量部分算定における件数は、補正します（詳細はサブシステムごとに記載）。
- ・各サブシステムの利用料の総和により年間利用料が確定し、この金額に基づき、原則として月額にて利用料をお支払いいただきます。
- ・従量金額を含めて決定した総額についても、実際の利用頻度によらず、利用料月額は一定料金です（電話代等の「従量」とは意味が異なります）。
- ・確認等の件数は、原則として利用開始年度の2年前の年度合計の件数※を用います。
- ・利用料の算定基礎となる確認件数の見直しは、利用開始年度に関わらず3年度毎に全利用者一斉に行います（令和4～6年度の税別利用料は同額となります）。

▼本稼働開始	▼第1次見直し	▼第4次見直し	▼第5次見直し
H22～H24 年度	H25～H27 年度	R4～R6 年度	R7 年度～

※新規特定行政庁や新規設立機関等における件数の扱い

業務開始年度（確認等の件数が1件以上となった年度）における年度合計の件数により算定した利用料を、業務開始年度の2年後の年度より適用します。業務開始年度の1年後までは、ゼロ件として扱います。例えば、R03年度が業務開始年度で、かつ共用データベース利用開始年度の場合、利用料については、R03・R04年度はゼロ件、R05年度はR03年度の合計の件数を適用して算出します。

(A) 台帳Sの利用料

定額部分（一般部分＋統括部分）＋従量部分により算定します。各部分の算定は、下記①～②によります。

①定額部分

全機関に適用する「一般部分」と都道府県のみに加する「統括部分」があります。

1) 一般部分

年間建築確認件数と年間報告受理件数の合計件数の区分ごとに、別表1の金額を適用します。

建築確認件数は建築物のみを対象とし、計画変更確認、計画通知は含めません。

件数は、申請件数ではなく、年度内に確認を下ろした確認処分件数としてください。

別表1

単位：千円／年（税別）

確認及び 報告受理件数区分	100 件 以下	100 件超	200 件超	500 件超	1000 件超	2000 件超	3000 件超	4000 件超	5000 件超	6000 件超	7000 件超
都道府県	400	400	600	900	1,200	1,500	1,800	2,100	2,400	2,700	3,000
政令市	400	400	600	900	1,200	1,500	1,800	2,100	2,400	2,700	3,000
4－1 設置市	400	400	600	900	1,200	1,500	1,800	2,100	2,400	2,700	3,000
4－2 設置市	400	400	600	900	1,200	1,500	1,800	2,100	2,400	2,700	3,000
限定特庁	50	50	50	100	100	100	100	100	100	100	100
特別区	250	300	400	500	1,000	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

2) 統括部分（都道府県のみ）

別表2のとおりとします。

別表2

単位：千円／年（税別）

団体名	金額	団体名	金額	団体名	金額	団体名	金額
北海道	3,250	東京都	3,400	滋賀県	950	香川県	350
青森県	550	神奈川県	2,800	京都府	600	愛媛県	700
岩手県	550	新潟県	1,050	大阪府	3,350	高知県	350
宮城県	800	富山県	450	兵庫県	2,500	福岡県	1,450
秋田県	450	石川県	700	奈良県	550	佐賀県	100
山形県	250	福井県	150	和歌山県	350	長崎県	700
福島県	900	山梨県	100	鳥取県	350	熊本県	450
茨城県	950	長野県	650	島根県	350	大分県	850
栃木県	1,050	岐阜県	650	岡山県	1,350	宮崎県	650
群馬県	1,250	静岡県	1,800	広島県	1,400	鹿児島県	450
埼玉県	3,000	愛知県	2,250	山口県	850	沖縄県	600
千葉県	2,250	三重県	700	徳島県	150		

②従量部分

年間建築確認件数（年間報告受理件数は含まない）の補正值（※）に別表3の単価を乗じた金額を適用します。

建築確認件数は建築物のみを対象とし、計画変更確認、計画通知は含めません。

件数は、申請件数ではなく、年度内に確認を下ろした確認処分件数としてください。

別表3

単位：円／件（税別）

全利用者共通 建築確認件数補正值 1 件当たり単価	1,100
------------------------------	-------

※補正值

従量部分の算定において、件数が 4,000 件超の場合は一律 4,000 件に補正します。

(B) 配信 S の利用料

都道府県及び特定行政庁にあっては年間確認審査報告書受理件数の補正值、指定確認検査機関にあっては年間建築確認件数の補正值を求め、各々に別表4の単価を乗じた金額を適用します。

確認審査報告書及び確認件数は建築物のみを対象とします。また、計画変更確認、計画通知は含めません。※負担低減策により、配信 S は令和 6 年度までは無償です。

別表4（令和6年度までは加算しません）

単位：円／件（税別）

都道府県及び特定行政庁 確認審査報告書（建築物）受理件数 補正值 1 件当たり単価	100
指定確認検査機関 建築確認件数 補正值 1 件当たり単価	20

(C) 建築士 S（照会）の利用料

年間建築確認件数及び年間構造計算適合性判定件数^注に、別表5の単価を乗じた金額を適用します。但し、上限は 800,000 円とします。

別表 5

単位：円／件（税別）

全利用者共通	
建築確認件数及び構造計算適合性判定件数 1 件当り単価	150

注 年間建築確認件数及び年間構造計算適合性判定件数について

- ・補正值ではなく実際の件数とします。
- ・建築物のみとし、計画変更・計画通知は除きます。
- ・都道府県又は指定確認検査機関で構造計算適合性判定業務に建築士 S（照会）を利用しない場合は、年間構造計算適合性判定件数は計上不要です。
- ・構造計算適合性判定機関で確認検査業務に建築士 S（照会）を利用しない場合は、年間建築確認件数は計上不要です。
- ・指定確認検査機関の一部門が指定構造計算適判機関として（C）建築士 S（照会）をご利用の場合も、上限は 1 機関として 800,000 円です（1,600,000 円とはなりません）。

（C'） 建築士 S（登録）の利用料 （国土交通省及び都道府県のみ）

別表 6 の金額を適用します。

別表 6

単位：千円／年（税別）

団体名	建築士	事務所	合計	団体名	建築士	事務所	合計
国土交通省	4,540	—	4,540	三重県	120	200	320
北海道	400	680	1,080	滋賀県	110	170	280
青森県	90	150	240	京都府	210	310	520
岩手県	90	160	250	大阪府	600	950	1,550
宮城県	200	330	530	兵庫県	340	520	860
秋田県	100	200	300	奈良県	80	130	210
山形県	100	200	300	和歌山県	70	110	180
福島県	140	260	400	鳥取県	50	80	130
茨城県	160	330	490	島根県	60	110	170
栃木県	100	220	320	岡山県	120	230	350
群馬県	140	270	410	広島県	190	370	560
埼玉県	390	740	1,130	山口県	100	200	300
千葉県	280	540	820	徳島県	70	140	210
東京都	960	2,120	3,080	香川県	90	190	280
神奈川県	430	900	1,330	愛媛県	100	190	290
新潟県	200	360	560	高知県	60	110	170
富山県	120	180	300	福岡県	350	530	880
石川県	110	200	310	佐賀県	60	90	150
福井県	80	140	220	長崎県	80	140	220
山梨県	60	130	190	熊本県	110	200	310
長野県	170	350	520	大分県	80	140	220
岐阜県	120	230	350	宮崎県	90	190	280
静岡県	240	480	720	鹿児島県	90	210	300
愛知県	460	710	1,170	沖縄県	80	190	270
				計	12,990	15,580	28,570

(D) 法令DBの利用料

別表7の金額を適用します。

別表7 単位：円／年（税別）

全利用者共通 1 機関当り単価	80,000
--------------------	--------

指定確認検査機関で(D)法令DBをご利用で、当該機関の一部門が指定構造計算適判機関として(D)法令DBをご利用の場合は、指定構造計算適判機関を含めて1機関として扱い、80,000円となります(160,000円とはなりません)。

(6) 利用料算定シート

利用料については、確認件数等の入力により自動的に算出できる EXCEL シートをホームページ(<http://www.icba.or.jp/kyoyodb/>)に掲載しておりますのでご活用ください。

(7) その他必要な経費

① I C B A 設置回線敷設工事費（指定確認検査機関、指定構造適判機関及び指定登録機関）

1 拠点当たり 25 万円（税抜）

（巻末「I C B A 設置回線敷設工事のお申し込みと詳細説明書」参照）

② 社内ネットワーク機器の設定変更費（指定確認検査機関、指定構造適判機関及び指定登録機関）

I C B A 設置回線敷設に伴い、社内ネットワークの設定変更が必要です。社内ネットワークの設定を外注している場合、設定変更費が必要となる場合があります。

（設定変更の内容は、巻末「I C B A 設置回線敷設工事のお申し込みと詳細説明書別紙1 社内ネットワークご担当の方へ」参照）

③ パソコン・周辺機器購入／リース費及び保守費（共通）

パソコン等の機器を調達する場合は、購入費又はリース費のほか、当該機器運用に係る保守費についてもその要否をご検討ください。

※以下台帳Sを利用する場合のみ

④ 既存データ移行費

台帳システムを利用する場合、EXCEL、ACCESS その他独自に開発したシステム等に保存されたデータの移行支援を個別見積にて実施しております。

⑤ 台帳S用サーバ機器購入／リース費及び保守費（都道府県及び特定行政庁）

外部にデータを出すことができない場合等で台帳S用の庁内サーバを調達する場合も、③と同様、保守費の要否をご検討ください。

また、機器設置、ケーブルの接続を含め、OSセットアップまでの設定作業を費用に含めてください。

⑥ 台帳S用サーバ設定費（都道府県及び特定行政庁）

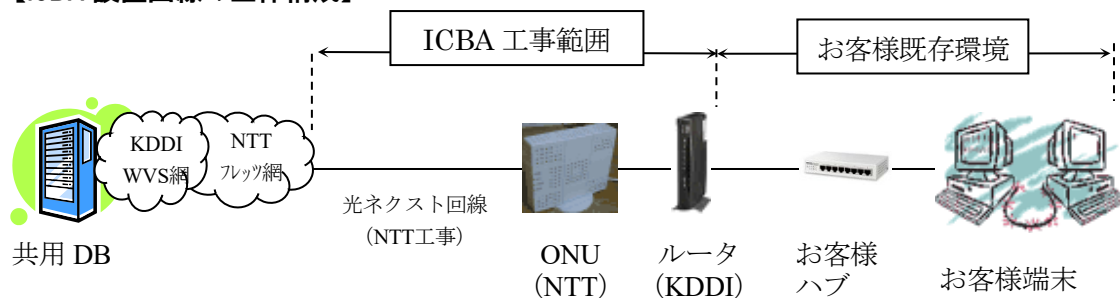
1 団体当たり 34 万円（税抜）

台帳S用の庁内サーバを調達する場合の、建築行政共用データベースシステムの初期設定費です（OSセットアップまでの設定作業を除く）。なお、当該サーバは原則としてLGWANとの接続も必要となりますので、「庁内LANの機器からLGWAN-ASPのシステムを利用する場合の手続・費用の要否」について、情報部局にご確認ください。

参考資料

I C B A 設置回線敷設工事のお申し込みと詳細説明書

【ICBA 設置回線の全体構成】



- ・原則として、接続拠点における専用ネットワーク機器（ルータ）設置までが敷設工事の範囲となります。
- ・ビル内へのケーブル引込等、設備配管工事も必要に応じて実施します。
- ・社内LANを介して支店等を含め、複数の拠点（9拠点まで）に回線を敷設することも可能です。この場合、光ネクスト回線とONUは本店1拠点に敷設すれば足り、支店ごとに敷設する必要はありません。
- ・回線敷設に係る契約先は、I C B Aとなります。
- ・回線事業者との契約上の問題で、既存の光回線は活用できません。新規に光回線を追加します。
- ・回線事業者（KDDI）に対する回線使用料は、共用DB利用者の利用分を一括してI C B Aが支払います（回線使用料は共用DBの利用料に含まれます）。
- ・工事費は1拠点当たり税抜25万円、所要期間は通例3～6か月です。
- ・同一団体であれば、確認検査担当部門と構造適判担当部門はI C B A設置回線を共用することができます。
- ・10拠点以上の場合は、新たな回線の敷設が必要です。費用については、個別にご相談ください。

1. お申込み

電子メール、電話又はFAXにて、ICBAまで下記情報をお知らせください。

利用機関名	
利用開始希望月	月（上旬・中旬・下旬） ※利用契約は利用開始希望月の翌月 1 日からとなります。 （利用開始希望月いっぱいには試行利用の扱いです）
設置場所	☐ 本社と同じ ☐ 本社とは別（所在地をご記入ください）
工事日程に係る 連絡先 電話番号	
FAX番号	
メール	
ご担当	
建物管理者連絡先	☐ 上記と同じ ☐ 上記とは別（連絡先・ご担当者をご記入ください）
ネットワーク接続 の有無	☐ 有り（社内ネットワークのPCを共用DB端末とする場合） 有りの場合、別紙1「社内ネットワークご担当の方へ」により次の情報をお願いします。 ルータ（KDDI）用のIPアドレス （ . . . ） 各拠点のネットワークアドレス （ . . . / ） ※拠点数分をお願いします。 お客様ルータのアドレス （ . . . ） ☐ なし（共用DB専用端末を設置する場合）

連絡先：mail:dbinfo@icba.or.jp Tel:03-5225-7703 Fax:03-5225-7731

2. 工事内容

工事内容は下記のとおりです。各連絡時期に応じ、準備事項等のご対応をお願いします。

工事内容	連絡時期※ ¹	作業担当	準備事項等
現場調査	お申込み後 数日以内に KDDI より ご案内	NTT 調査員	お客様建物内への光ケーブル引き込みのため、NTT 調査員がお客様建物へお伺いし、調査を実施いたします。 【準備事項】 ・当日立会者様のご選定※² ・ONU 設置場所決定 ・電源確保 (AC100V) 当日は、NTT 調査員に、ONU の設置場所をお伝えください。 調査の結果、付帯工事が必要と判断された場合は、回線工事前に付帯工事を実施する必要があります。(別紙2「付帯工事」参照)
回線工事 ※ ³	現場調査後 数日以内に KDDI よりご案内	NTT 工事作業員	現場調査時の内容を元に、NTT 工事作業員がお客様宅へお伺いし、回線工事を実施いたします。 【準備事項】 ・当日立会者様のご選定※² 当日は、NTT 工事作業員に、ONU の設置場所をお伝えください。
ルータ 設置工事	回線工事後 数日以内に KDDI よりご案内	KDDI 指定業者	ルータを設置します。 【準備事項】 ・当日立会者様のご選定※² ・ルータ設置場所決定 ・電源確保 (AC100V) ・社内ネットワークの設定※⁴

※¹ 各作業内容の日程は、日付と午前・午後の指定のみとなります。詳細な訪問時間はご案内できません。

※² 建物内の設備等を把握されている方の立会いを推奨いたします。ネットワーク設定を外注されている場合は、接続確認のため、当該外注業者様の立会いも必要です。

テナントビルご入居の場合、ビルオーナー様・ビル管理会社様への入館申請・共有部 (MDF/EPS 室) 開錠申請をお願いします。

また、機器設置場所が別室の場合等、必要に応じて事務所敷地内地図、構内管路図もご用意ください。

※³ 回線工事の内容は次のとおりです。

①引き込み (入線) 工事：架空又は地下から建物内に光ケーブルを這わせる工事

②設備取り付け工事：建物内 (MDF/EPS) へ光設備を設置

③宅内工事：光設備から ONU 設置予定位置へ構内ケーブルを敷設し、ONU を設置

④疎通試験：ONU 設置後、通信試験を実施

※⁴ ネットワーク接続有りの場合のみ、別紙1「社内ネットワークご担当の方へ」に記載の4～6の設定をお願いします。ネットワーク接続なしの場合は、共用DB専用端末の設定方法を別途ご案内しますので、ルータ設置工事が完了次第、I C B Aまでお問い合わせください。

3. 接続確認

ルータ設置工事の完了後、共用DBと接続できるかを次のとおりご確認ください。

【確認方法】

ブラウザを起動し、下記 URL にアクセスしてください。

<https://icba.kenchikugyousei-db.net/kksv01/kk1/>

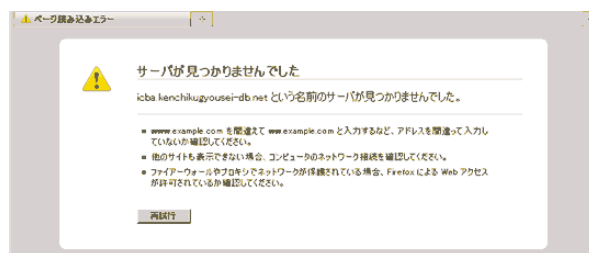
【接続できた場合】

下記画面が表示されれば接続成功です。ユーザ ID 及びパスワードは、別途 ICBA よりお知らせします。



【接続できなかった場合】

下記画面が表示された場合、接続できていません。(ブラウザにより表示内容は多少異なります)



接続できない場合、次の3点をご確認の上、ICBA サポートデスクにご連絡ください。

- ☞ 新たに設置されたルータ（KDDI）の電源が入っていますか？（ルータ前面の POWER ランプが緑色に点灯していますか）
- ☞ 新たに設置されたルータ（KDDI）と社内ネットワーク機器が LAN ケーブルで接続されていますか？
- ☞ 社内ネットワークの設定は済んでいますか？（2. 工事内容の※4 参照）

ICBA 設置回線に関するお問い合わせ

【障害発生時】

ICBA サポートデスク Tel : 03-5225-7720 mail : toiawase@icba.or.jp （担当：山田）

※ルータ（KDDI）に異常が発生した場合は、KDDI に直接ご連絡いただくことも可能です。

KDDI テクニカルサービスセンター 0120-558-057（24 時間 365 日受付）

ご連絡時は、オペレーターへ「建築行政情報センター（＝契約先名）」「御社名（＝拠点名）」「E から始まる KDDI 回線番号（ルータに貼付されています）」の3点をお伝えください。

【拠点追加・移転・解約時】

ICBA 契約担当 Tel:03-5225-7703 mail:gr-keiyaku@icba.or.jp （担当：目黒、海野）

別紙1 社内ネットワークご担当の方へ

ルータ配下へのお客様端末の接続や、端末（PC）の設定項目について

KDDI設置ルータの設定情報として、下記1～3をICBAまでお知らせください。

（遅くともNTT回線工事完了まで）

1 KDDI設置ルータ用のIPアドレス（下図①）

お客様のLANにて、ルータ（KDDI設置）にIPアドレスを1つ割り当ててください。

例）192.168.1.xx

2 各拠点のネットワークアドレス（下図②の変換元アドレス）※拠点数分をお願いします。

KDDI設置ルータでNAT変換を行います。

例）192.168.1.0/24、192.168.11.0/24、192.168.12.0/24

3 お客様ルータ（デフォルトゲートウェイ、下図③）のアドレス

ルータ（KDDI設置）⇒各拠点アドレスへのNEXTHOPとして設定いたします。

例）192.168.1.1

お客様にて、下記4～6の設定をお願いします。（ルータ設定工事まで）

4 お客様ルータ（デフォルトゲートウェイ）に、共用DB（10.2.0.0/16）宛てのNEXTHOPをご設定ください。

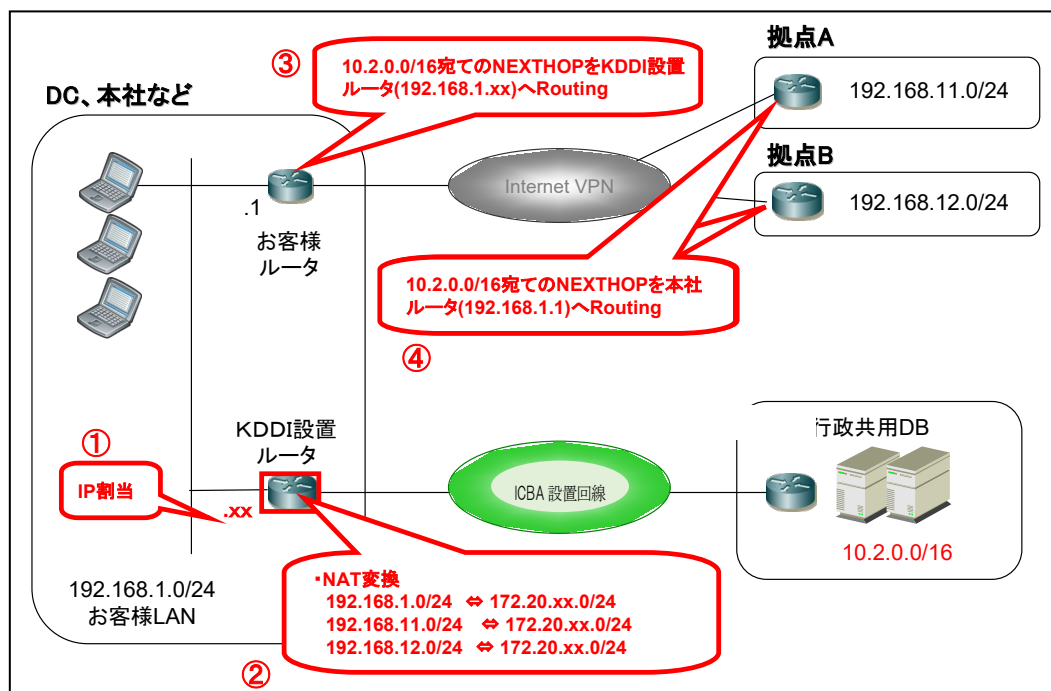
例）ip route 10.2.0.0 255.255.0.0 192.168.1.xx

5 各拠点のルータに、共用DB（10.2.0.0/16）宛てのNEXTHOPをご設定ください。

例）ip route 10.2.0.0 255.255.0.0 192.168.1.1

6 端末（PC）のhostsファイル又はDNSサーバに、icba.kenchikugyousei-db.net→10.2.1.1を追加してください。

接続例



別紙2 付帯工事 ※多くの場合、付帯工事は不要です。

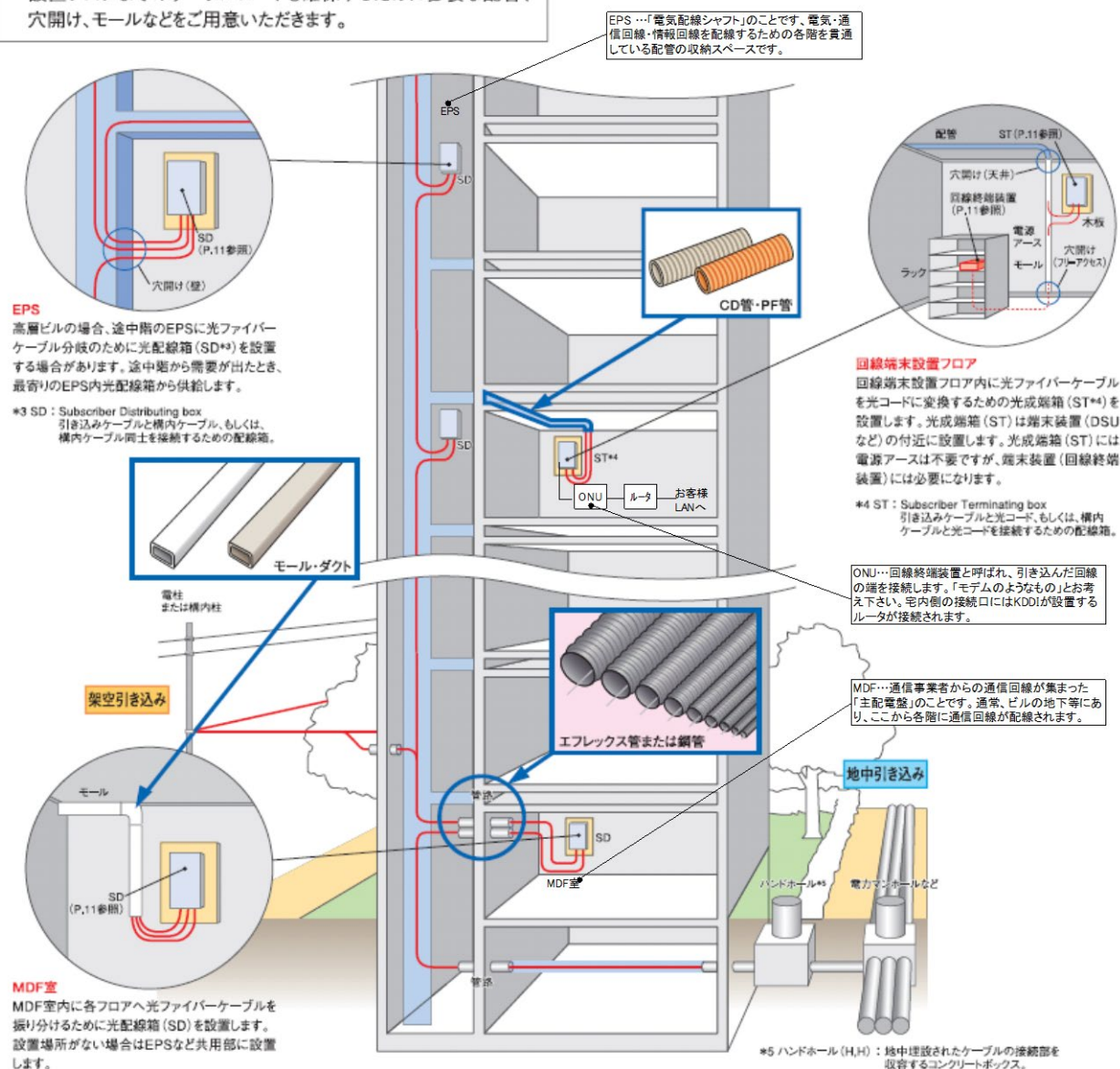
【付帯工事の発生見込み内容】

- ① ケーブル入線用の建物貫通工事（例：電柱～ビル入線箇所）
- ② ケーブルを保護する配管・モール等
- ③ 光成端箱（PT/PD 盤）を壁面設置するための木板
- ④ 電源の確保（AC100V）

○建物内については、NTTにて建物入線箇所からMDF*1室、EPS*2など共用部を通り回線端末設置フロアまでケーブルを敷設します。

○お客さま手の作業としましては、引き込み箇所から回線端末設置フロアまでのケーブルルートを確保するために必要な配管、穴開け、モールなどをご用意いただきます。

*1 MDF: Main Distribution Frame 引き込みケーブルと構内ケーブルを接続するための配線盤。
*2 EPS: Electric Pipe Shaft 建物の階穴区画の内、電気配線用の空間。
*3 NTTでは本資料のSTをPD、SDをPTと呼んでいます。

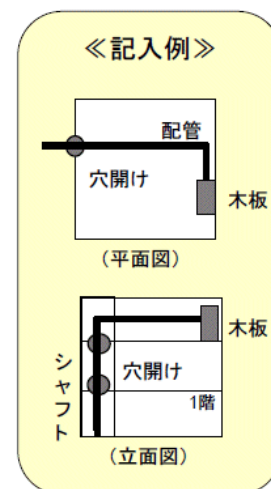


【付帯工事が発生した場合の手続き】

- 現場調査により付帯工事が必要と判断された場合、NTT 調査員より必要な付帯工事内容についての口頭説明があります。その内容を下枠【現場調査時チェック項目】にご記入ください。
※調査日以降、NTTからの再度説明や調査報告書の提出はございませんのでご注意ください。
- 付帯工事の工事業者はお客様ご自身にてご選定いただき、発注はICBAより行います（付帯工事費もICBA負担です）。
- テナントビルご入居の場合、工事業者が指定されている場合がありますので、ビル管理会社にご確認ください。
- 工事業者を選定され次第、工事業者の連絡先を、下枠【現場調査時チェック項目】の内容を添えて、ICBA までお知らせください。工事内容や工事日程について協議させていただきます。

【現場調査時チェック項目】

- 現場調査実施日 _____年____月____日
- 付帯工事 ※光ケーブル敷設に先立ち、予めお客様にご準備いただく工事。
 - ①お客様付帯工事の有無 ☐不要 / ☐必要（⇒続いて、下記②～⑤をご確認ください。）
 - ②光ケーブル通線用「貫通（穴開け）」 ☐不要 / ☐必要（_____φ） ※φ＝パイ or ファイ。直径。
 - ③光ケーブル通線用「配管」 ☐不要 / ☐必要（CD 管、PF 管、フレキシ管、他_____）
 - ④光成端箱設置用「木板」 ☐不要 / ☐必要（縦_____cm、横_____cm、厚さ_____cm）
 - ⑤電源（AC100V）×2 口 ☐不要 / ☐必要
- レイアウト図 ※付帯工事業者の手配用としてご記入ください。



質疑回答集

No	分類	質疑	回答
1	利用料	予算要求する際、来年度以降の利用料の見込みについても説明する必要がある。どのように算定するのか。	利用料の算定基礎となる確認件数等は、平成22年度から起算して3年度毎に一斉見直しを実施します。次の見直し年度までの利用料（税抜）は、当該年度と同額です。それ以降の年度については、通常、最新年度の確認件数等を適用した見積を、「概算見積」として対応しております。
2	利用料	台帳Sの利用料について、庁内サーバを使用する場合、IDCサーバを使用しない分安価にできないか。	庁内サーバの場合、障害発生時の出張による復旧対応費、ソフトウェアバージョンアップに伴う個別経費が発生することを考慮し、IDCを利用する場合と差を設けない方針としています。
3	利用料	複数年契約は可能か。	利用料見直し年度の前年度を限度とした複数年契約は可能です。
4	利用料	利用するPC台数や庁内サーバ型の場合のサーバ台数によって使用料及び保守料は変わるのか。	使用する台数による利用料の変動はありません。
5	システム全体	ID・パスはクライアント1台に対して1つなのか。また、クライアントを最初に1台用意し、利用開始後に追加で用意した場合、ID・パスは同じなのか。	ICBAから管理者のID・パスを発行いたします。その後管理者が利用者のID・パスを必要人数分、クライアント台数に関係なく発行できる仕組みになっております。
6	その他	次の場合の利用料算定時の件数カウントについて教えてほしい。 （１）市町村合併の場合 （２）新規特定行政庁の場合 （３）区分変更の場合（限特から4条2項等）	利用料算定時の件数カウントは、原則として利用開始年度の2年前の年度を基準とし、次のとおりカウントします。 （１）市町村合併の場合 ①特定行政庁同士 双方の自治体の件数合計 ②非特定行政庁同士 件数なし（ゼロ件） ③特定行政庁と非特定行政庁 2年前に特定行政庁であった自治体の件数のみカウント（県から新たに移管される件数はカウントしない） （２）新規特定行政庁の場合 件数なし（ゼロ件） （３）区分変更の場合 「件数は2年度前、区分は当該年度」とします。

■お問い合わせ

一般財団法人建築行政情報センター

◎北海道開発局、東北・関東各地方整備局管内

TEL 03-5225-7703 mail gr-keiyaku@icba.or.jp 担当:目黒

◎中部・北陸・近畿・中国・四国・九州各地方整備局・沖縄総合事務局管内

TEL 03-5225-7703 mail gr-keiyaku@icba.or.jp 担当:海野

「建築行政共用データベースシステム 導入の手引」Ver15.0

作成日 平成 21 年 8 月 14 日

最終更新日 令和 5 年 10 月 20 日